

平成18年5月12日

各位

神奈川県横浜市都筑区東方町1番地  
東京エレクトロン デバイス株式会社  
取締役社長 砂川 俊昭  
(コード番号: 2760 東証第二部)  
問い合わせ先:  
総務部長 河合 信郎  
電話番号: 045 - 474 - 7000

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月21日開催予定の第21期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 周知性の向上及び公告費用の節減を図るために公告方法を電子公告に変更するものであります。(変更案第5条)
- (2) 株主総会の招集権者及び議長並びに取締役会の招集権者及び議長をあらかじめ取締役会の定めた取締役がその任に当ることができるよう変更するものであります。(変更案第11条・同第12条・同第20条)
- (3) 経営環境の変化に迅速に対応するとともに、経営責任の明確化を図るために取締役の任期を1年に短縮するものであります。(変更案第18条)
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう変更案第22条(取締役会の決議方法)第2項を新設するものであります。

社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分発揮できるように、また、適任者の招聘に資するよう変更案第24条(社外取締役との責任限定契約)及び同第32条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。なお、同第24条につきましては、監査役全員の同意を得ております。

剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう変更案第34条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。

その他、会社法が施行されたことに伴う規定の整備、条文加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(目的) 第2条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(本店の所在地) 第3条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、256,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(基準日) 第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 当社の株主名簿、端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示またはその抹消、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、株券の再発行、株券喪失登録の手續、届出の受理、その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(目的) 第2条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(本店の所在地) 第3条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、256,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。  株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 <u>株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、端株の買取、株券交付、株券喪失登録の手續、その他株式および端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第10条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>取締役社長</u>がこれを招集する。  <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第11条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当る。</p> <p><u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除いて、<u>出席株主の議決権の過半数による。</u></p> <p><u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上による。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;条文省略&gt;</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、<u>議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>取締役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;条文省略&gt;</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 <u>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第10条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>がこれを招集する。  <u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第12条 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>がこれに当る。  <u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>の議決権の過半数をもって行う。  <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;現行どおり&gt;</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>取締役の選任は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;現行どおり&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第18条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。 ＜条文省略＞</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第20条 ＜条文省略＞ 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意により、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p>	<p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する<u>事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>＜削除＞</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。 ＜現行どおり＞</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u> <u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 ＜現行どおり＞ 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意により、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> <u>当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>＜新設＞</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>＜新設＞</p>	<p>(取締役の報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第24条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、<u>善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の数) 第23条 ＜条文省略＞ (監査役の選任) 第24条 ＜条文省略＞ 監査役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(監査役任期) 第25条 監査役任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠として選任された監査役任期は、退任した監査役任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の数) 第25条 ＜現行どおり＞ (監査役の選任) 第26条 ＜現行どおり＞ 監査役の選任は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役任期) 第27条 監査役任期は、選任後4年以内に終了する<u>事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(常勤監査役) 第26条 監査役は、<u>互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第27条 &lt;条文省略&gt; 監査役会は、監査役全員の同意により、招集の手続を経ないで<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第28条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第29条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(常勤監査役) 第28条 監査役会は、<u>その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第29条 &lt;現行どおり&gt; 監査役会は、監査役全員の同意により、招集の手続を経ないで<u>開催</u>することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を<u>もって</u>行う。</p> <p>(監査役の報酬等) 第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第32条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度および決算期) 第30条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、決算期は毎年3月31日とする。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度) 第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。</p>
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(利益配当金) 第31条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p style="text-align: center;">前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当) 第32条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第33条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>(配当の除斥期間) 第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月21日  
定款変更の効力発生日 平成18年6月21日

以上